

## 『環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)』へのコメント

当小委員会におきましては、たいへんお世話になっております。所用のため、2009年3月3日(火)に開催されます第三回小委員会に出席できません。このことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

さて、第三回小委員会資料として『環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)』を、事前にお送り頂き、ありがとうございました。また非常に内容の充実した原案を作成頂いた事務局の皆様に敬意を表します。

お送り頂きました報告書案は非常に良くできていると思いますので、基本的に賛成です。基本的に賛成ということ为前提に、下記にいくつか気がついたことをコメントとして記しますので、ご検討頂ければたいへん幸いです。

### 記

#### 3. 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上

(3)今後の取組・施策について

<追加文案> P.10

- 最近では、環境・CSRに関する重要性（Materiality）の高い課題を特定して重点的に報告したり、利害関係者との対話を積極的に取り入れたりするなど、優れたコミュニケーションの工夫のある環境報告書等も増えているので、さらに多くの事業者がそのような面での質の向上に取り組むことが期待される。
- 一方で、環境報告書からCSR報告書へと拡張する際、全体のページ数との兼ね合いで、社会性情報が含まれる分だけ環境に関する情報量が削減されかねないという危惧もある。社会性情報が増えることで環境情報が減らないよう、留意することが必要である。

#### 4. 環境報告書の審査等を行う者の審査体制の整備等

(3)今後の取組・施策について

<追加文案> P.12

- 第三者審査とは異なる第三者コメントに関しては、現状では何ら基準やガイドラインがないため、その実態は千差万別であると予想される。第三者審査ではないので、厳格な基準を設けることはなじまないが、環境報告書の読者をミスリードすることのないよう、何らかの施策が必要か否か、検討する必要がある。

## 6. 各省各庁及び地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

### (3)今後の取組・施策について

＜追加文案＞ P.19

- 企業の環境報告書では利害関係者との対話(ステイクホルダー・ダイアログ)が重視されている。そこで、特に住民に近い市町村などの地方公共団体では、いわゆる環境審議会とは違い、すべての住民に開かれていて、希望すれば誰でも参加できるような形で住民との対話というプロセスをもつことを検討すべきである。

## 9. 環境に配慮した投資の促進

### (2)環境に配慮した投資の促進

＜追加文案＞ P.24

- ・ (元の文案)なお、イギリスにおいては、2000年の年金法の改正により、年金基金の運用受託者が投資方針書において開示すべき項目として、投資銘柄の選択、保有、売却において、社会、環境、倫理に関する考慮を行っているか否か、行っているとしたらどの程度かといった項目が追加されたことが、年金基金に係る社会的責任投資を促進させる要因となっている。ドイツ、スウェーデン等においても、同様の年金法の改正が行われている。

→ (追加) そこで我が国でも、年金基金等の投資方針の中に、環境や社会への配慮に関する項目があるかどうか、記載を求めることを検討すべきである。

＜追加文案＞ P.27

- ・ (元の文案)我が国においても、機関投資家、特に公的年金基金などの規模も大きく資本市場への影響力が大きく、かつ、その公的性格等から社会的責任を強く有する機関投資家は、その影響力と社会的責任を踏まえ、資産運用に当たって、投資先企業の環境配慮等を投資判断に折り込んでいくことが、社会の持続可能性を高めるために、強く求められている。

→ (追加) また国連の責任投資原則への署名も推奨されるべきである。

＜追加文案＞ P.28

- ・ (元の文案)さらに、2007年の世界経済フォーラムを機に、世界の経済・環境団体等により設立された「気候情報開示基準審議会」(CDSB: Climate Disclosure Standard Board)は、財務報告書における気候変動情報開示の国際的なフレームワークを提唱するための検討し、→ (追加)2009年1月にドラフトを公表した。

以上